

第1章 介護保険サービスの提供

1 現状と課題

平成 12 年4月にスタートした介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるシステムとして定着してきました。

本市の要介護認定者は、平成 12 年4月から平成 17 年3月末までの5年間で 8,578 人から 20,078 人へと2倍以上に増えていますが、特に、軽度の要介護認定者数の伸びが著しく、同じ期間で比較しますと、要支援は 4.7 倍に、要介護1は 3.1 倍に増加しています。

一方で、こうした軽度者に対するサービスについて、これまでの介護保険サービスは状態の改善・悪化防止に必ずしもつながっていないなどの指摘もあります。

サービスの供給面から見ると、居宅サービス事業者の活発な参入や計画的な施設整備により、サービス供給体制も順調に整備されてきました。しかし、依然として特別養護老人ホームへの入所希望者は多く、訪問介護や通所介護など利用意向の高いサービスは必ずしも充足している状況ではありません。

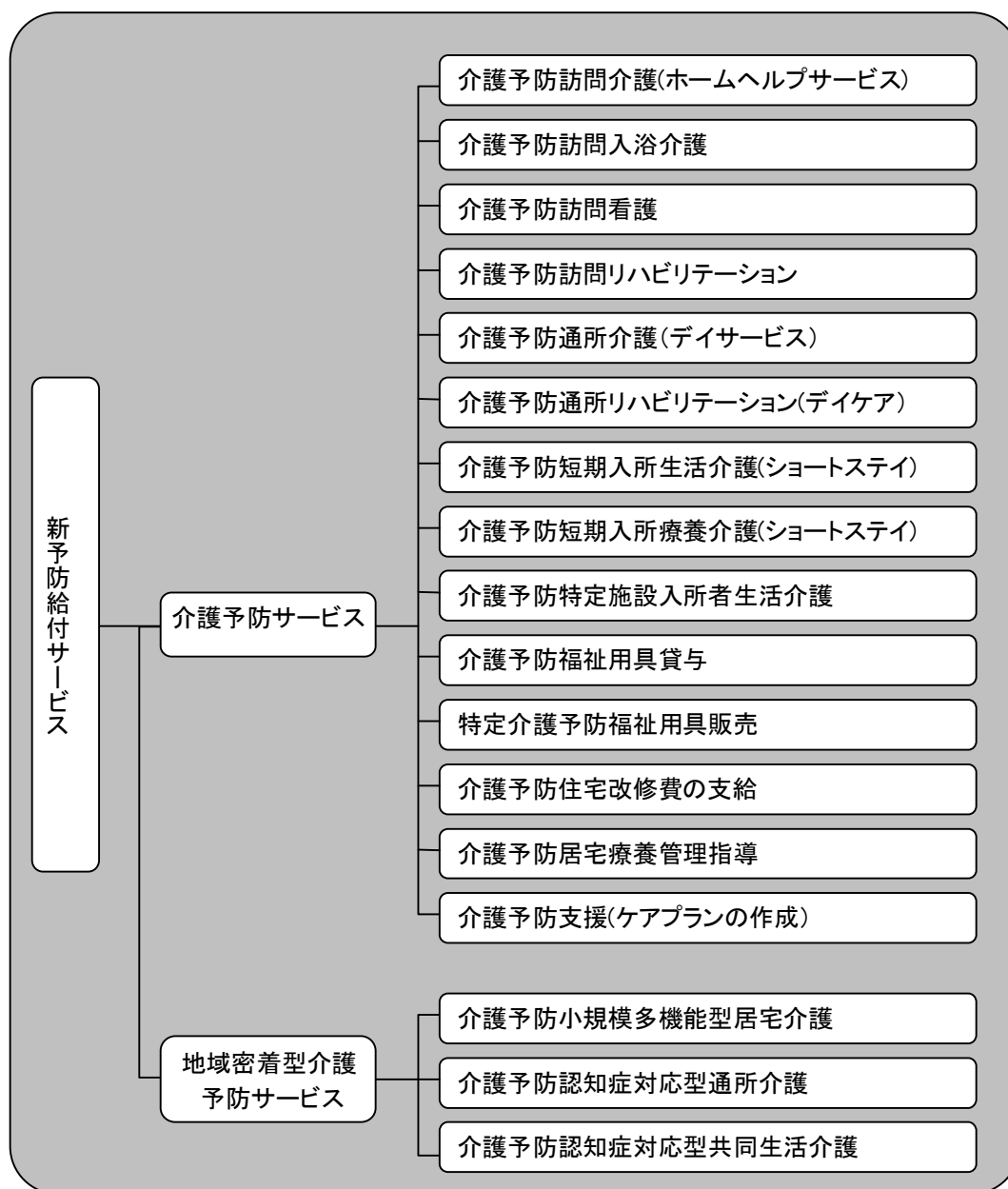
今後は、団塊の世代が高齢期に到達するなど、制度の利用者はますます増えることが予想されることから、居宅サービスの必要量を確保するとともに、地域バランスに配慮した施設整備やグループホームなど居住系サービスの適切な民間事業者の参入促進が求められています。

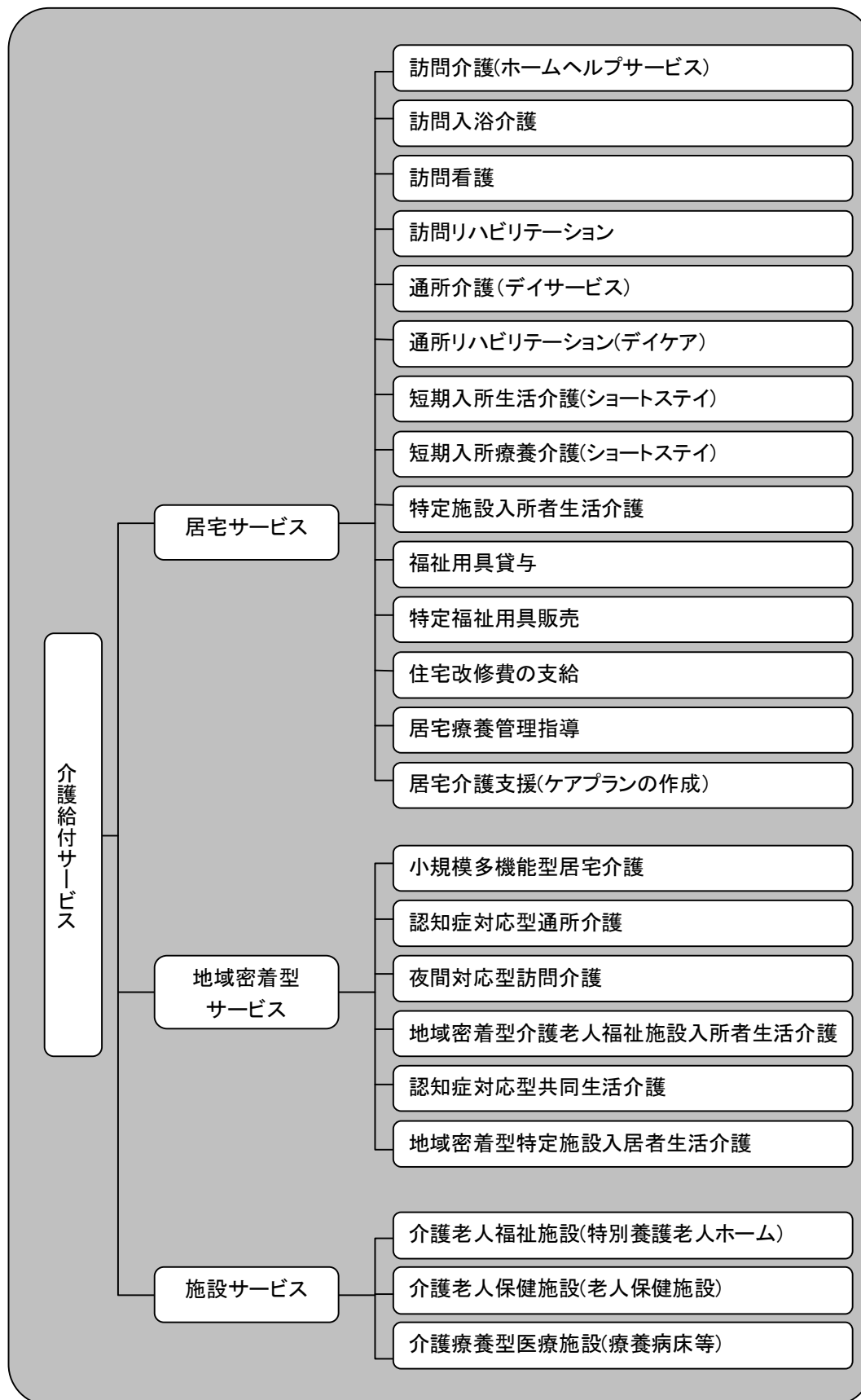
さらには、新たなサービスとしての介護予防訪問介護など新予防給付や、高齢者が身近な地域での生活が継続できる小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスについて、適切に提供していく必要があります。

2 施策の方向性

要介護者等の増加に伴う介護保険のサービス量を確保するため、民間事業者への情報提供を行い参入を促すとともに、地域バランスに配慮した施設整備を進めます。また、新予防給付サービスや地域密着型サービスを適切に提供していきます。

3 主要施策





①新予防給付サービス

新予防給付の対象サービスについては、指定居宅サービス事業者等連絡会議などを通じた適切な情報提供を行い、民間事業者の参入を促し必要な提供体制の整備を図ります。また、地域密着型サービスについては、計画的に整備を進めます。

(注)第1章の【目標量】(か所数・定員数)には、本市が補助金を交付して整備するものを計上しました。

【介護予防サービス】

番号	サービス名	確保策
1	介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)(新規)	民間事業者等の積極的な参入により必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用意向が高いサービスであることから、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供等を行っていきます。
2	介護予防訪問入浴介護(新規)	利用は比較少ないものの、利用者による選択の幅が広がるよう、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供等を行っていきます。
3	介護予防訪問看護(新規)	利用は比較少ないものの、利用者による選択の幅が広がるよう、今後も引き続き医療機関等に対して、必要な情報提供等を行っていきます。
4	介護予防訪問リハビリテーション(新規)	利用は比較少ないものの、利用者による選択の幅が広がるよう、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供等を行っていきます。
5	介護予防通所介護(デイサービス)(新規)	利用意向が高いサービスであることに加え、介護予防に効果がある「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等の新たなメニューが提供されるサービスでもあることから、今後一層需要が高まることが予想されます。このため、各事業者に対して情報提供等を行い、必要なサービス量の確保に努めます。
6	介護予防通所リハビリテーション(デイケア)(新規)	利用意向が高いサービスであることに加え、介護予防に効果がある「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等の新たなメニューが提供されるサービスであり、今後、リハビリテーションによる機能訓練等が必要な要支援者について、一層需要が高まることが予想されます。このため、各事業者に対して情報提供を行い、必要なサービス量の確保に努めます。
7	介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)(新規)	利用は比較少ないものの、利用者による選択の幅が広がるよう、引き続き介護老人福祉施設への併設及び各事業者に対する情報提供等を行っていきます。
8	介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)(新規)	利用は比較少ないものの、利用者による選択の幅が広がるよう、今後も引き続き介護老人保健施設への併設及び各事業者に対する情報提供等を行っていきます。
9	介護予防特定施設入居者生活介護(新規)	自立者や要支援者も入居可能な有料老人ホーム等については、当該施設の協力を得ながら、必要なサービス量の確保に努めます。
10	介護予防福祉用具貸与(新規)	民間事業者の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供等を行っていきます。
11	特定介護予防福祉用具販売(新規)	民間事業者の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供等を行っていきます。

番号	サービス名	確保策
12	介護予防住宅改修費の支給(新規)	民間事業者の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供等を行っていきます。
13	介護予防居宅療養管理指導(新規)	医療機関によって必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供を行っていきます。
14	介護予防支援(ケアプランの作成)(新規)	あんしんケアセンターの整備により、必要なサービス量の確保に努めます。

【地域密着型介護予防サービス】

番号	サービス名	確保策
1	介護予防小規模多機能型居宅介護(新規)	各事業者により日常生活圏域毎の整備状況等の情報提供を行って参入を促し、必要なサービス量が確保されるよう努めます。
2	介護予防認知症対応型通所介護(新規)	利用者の選択の幅が広がるよう、認知症対応型通所介護の参入を計画している事業者に対して併設を働きかけていきます。
3	介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(新規)	利用者の選択の幅が広がるよう、認知症対応型共同生活介護の参入を計画している事業者に対して併設を働きかけていきます。

②介護給付サービス

居宅サービスについては、指定居宅サービス事業者等連絡会議などを通じた適切な情報提供を行い、民間事業者の参入を促しサービス提供体制の充実を図ります。また、地域密着型サービスについては、計画的に整備を進めます。

施設サービスについては、介護老人福祉施設や介護老人保健施設について、入所希望等の状況を踏まえるとともに、地域的な配置バランスに考慮しながら、計画的に整備を促進します。

【居宅サービス】

番号	サービス名	確保策
1	訪問介護(ホームヘルプサービス)	民間事業者等の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用意向が高いサービスであることから、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供等を行っていきます。
2	訪問入浴介護	民間事業者等の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用者の選択の幅が広がるよう、今後も引き続き各事業者に対して、情報提供等を行っていきます。

番号	サービス名	確保策
3	訪問看護	<p>訪問看護ステーションや医療機関によって、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用者の選択の幅が広がるよう、今後も引き続き医療機関等に対して、情報提供等を行っていきます。</p> <p>【目標量】(介護予防訪問看護分を含む) 訪問看護ステーション 平成17年度見込み 27か所 平成20年度目標量 28か所</p>
4	訪問リハビリテーション	<p>医療機関等によって、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、今後も引き続き必要な情報提供等を行っていきます。</p>
5	通所介護(デイサービス)	<p>社会福祉法人等の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用者による選択の幅が広がるよう、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p>
6	通所リハビリテーション(デイケア)	<p>介護老人保健施設や医療機関によって、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用者の選択の幅が広がるよう、今後も引き続き必要な情報提供等を行っていきます。</p>
7	短期入所生活介護(ショートステイ)	<p>介護老人福祉施設への併設等により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、今後も引き続き計画的な施設整備と、必要な情報提供等を行っていきます。</p> <p>【目標量】(介護予防短期入所生活介護分を含む) 平成17年度見込み 528人分 平成20年度目標量 588人分</p>
8	短期入所療養介護(ショートステイ)	<p>介護老人保健施設への併設等により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用者の選択の幅が広がるよう、今後も引き続き計画的な施設整備と、必要な情報提供等を行っていきます。</p>
9	特定施設入居者生活介護	<p>介護専用型については、介護保険施設やグループホームの整備状況を見ながら、必要なサービス量を確保できるよう、有料老人ホーム設置事業者に必要な情報提供を行っていきます。</p> <p>自立者や要支援者も入居可能な有料老人ホーム等については、当該施設の協力を得ながら、必要なサービス量の確保に努めます。</p>
10	福祉用具貸与	<p>民間事業者の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用者の選択の幅が広がるよう、各事業者に対しては今後も引き続き必要な情報提供等を行っていきます。</p>
11	特定福祉用具販売	<p>民間事業者の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用者の選択の幅が広がるよう、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p>
12	住宅改修費の支給	<p>民間事業者の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用者の選択の幅が広がるよう、今後も引き続き各事業者に対して必要な情報提供等を行っていきます。</p>
13	居宅療養管理指導	<p>医療機関によって、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用者の選択の幅が広がるよう、今後も引き続き各事業者に対して、必要なサービス量の確保に努めます。</p>
14	居宅介護支援(ケアプランの作成)	<p>民間事業者等の積極的な参入により、必要なサービス量は概ね確保できている状況ですが、利用者の選択の幅が広がるよう、今後も引き続き各事業者に対して、必要な情報提供等を行っていきます。</p>

【地域密着型サービス】

番号	サービス名	確保策
1	小規模多機能型居宅介護(新規)	各事業者により日常生活圏域毎の整備状況等の情報提供を行って参入を促し、必要なサービス量が確保されるよう努めます。 【目標量】 平成17年度見込み 0か所 平成20年度目標量 1か所
2	認知症対応型通所介護(新規)	需要の増加が見込まれることから、各事業者により日常生活圏域毎の整備状況等の情報提供等を行い必要なサービス量が確保されるよう努めます。 【目標量】 デイサービスセンター 平成17年度見込み 0か所 平成20年度目標量 1か所
3	夜間対応型訪問介護(新規)	各事業者に必要な情報提供等を行って参入を促し、必要なサービス量の確保に努めます。
4	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(新規)	小規模多機能居宅介護の併設居住スペースなどとしての役割が求められることから、「千葉県老人保健福祉計画」との整合や、日常生活圏域毎の必要利用定員に留意しながら、整備を促進します。 【目標量】 平成17年度見込み 0人分 平成20年度目標量 29人分
5	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	各事業者により日常生活圏域毎の整備状況等の情報提供を行うとともに、必要定員数に達した圏域については新たな事業所指定を行わないことも含め、圏域毎に適正な整備が行われるよう努めます。
6	地域密着型特定施設入居者生活介護(新規)	各事業者により日常生活圏域毎の整備状況等の情報提供を行うとともに、必要定員数に達した圏域については新たな事業所指定を行わないことも含め、圏域毎に適正な整備が行われるよう努めます。

【施設サービス】

番号	サービス名	確保策	所管課
1	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	「千葉県老人保健福祉計画」との整合や、地域的な配置バランスに留意しながら、整備の促進に努めます。 なお、施設整備にあたっては、在宅の要支援・要介護者を支援するため、通所介護や短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護等の在宅サービス機能の併設を進めます。 【目標量】 平成17年度見込み 2,202人分 平成20年度目標量 2,352人分	高齢施設課

番号	サービス名	確保策	所管課
2	介護老人保健施設(老人保健施設)	<p>「千葉県老人保健福祉計画」との整合や、地域的な配置バランスに留意しながら、整備の促進に努めます。</p> <p>なお、施設整備にあたっては、在宅の要支援・要介護者を支援するため、通所リハビリテーションや短期入所療養介護等の在宅サービス機能の併設を進めます。</p> <p>【目標量】 平成17年度見込み 1,874人分 平成20年度目標量 2,102人分</p>	高齢施設課
3	介護療養型医療施設(療養病床等)	<p>制度改正の趣旨に沿って、順次他の施設や居住系サービスへの転換を円滑に進めます。</p>	高齢施設課

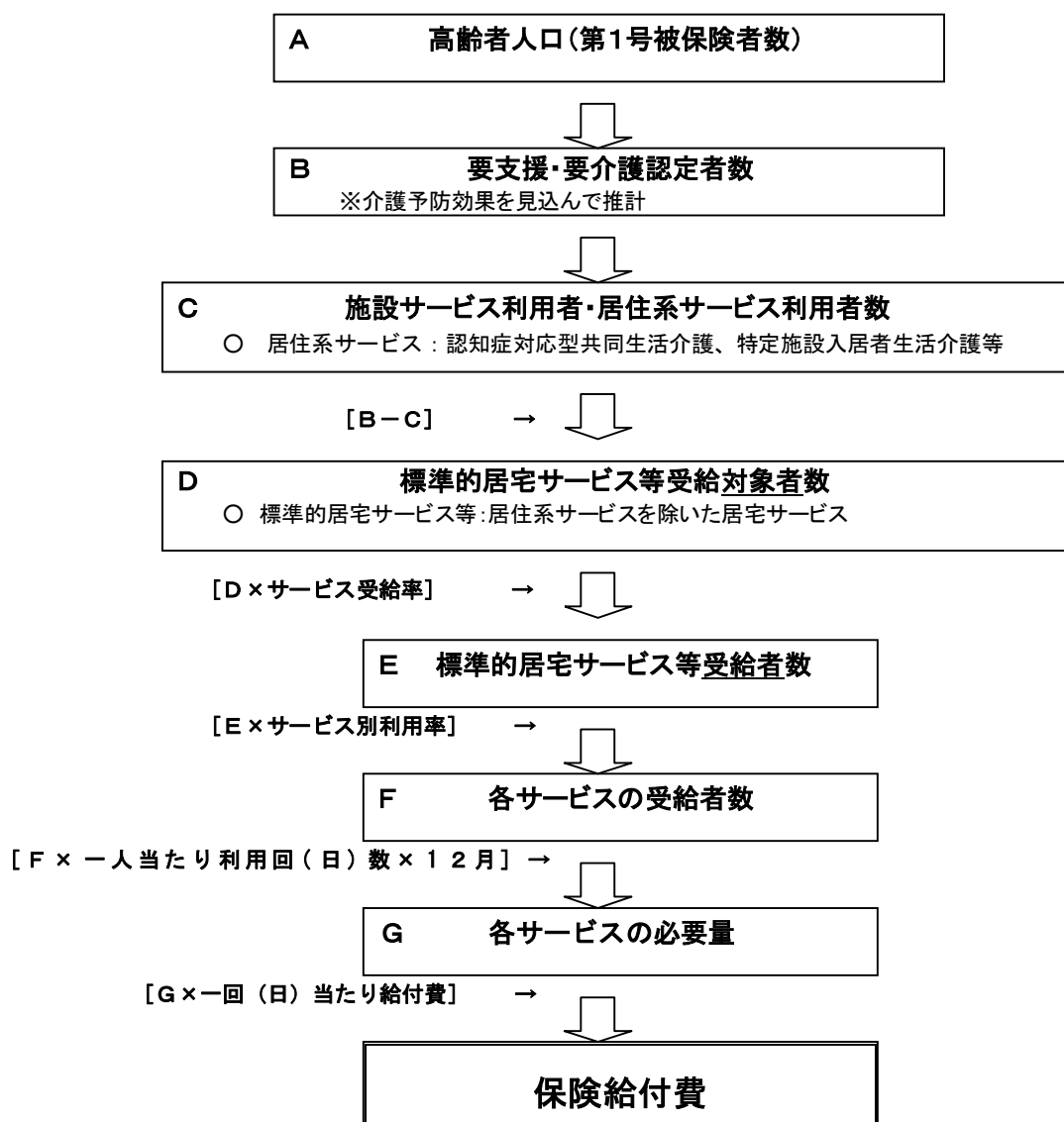
4 介護保険給付対象サービスの量等の見込み

(1) 見込みに当たっての基本的な考え方

介護保険の給付対象となるサービスの量等の見込みについては、国の参酌標準などを踏まえ、次の基本的な考え方に基づき、推計しました。

- 第2期介護保険事業運営期間(平成 15～17 年度)の実績をもとに、千葉市高齢者保健福祉推進計画・介護保険事業計画策定実態調査報告書(以下、「実態調査」という。)で得られた利用者、事業者及び市民のニーズなどを反映させます。
- 新予防給付や地域密着型サービスの創設などの制度改革の内容を的確に踏まえサービス量を見込みます。
- 地域支援事業や新予防給付の実施による一定の予防効果を見込みます。
- 新規サービスへの事業者の参入意向を勘案します。

図 1-0 保険給付費推計の流れ



(2) 人口、要介護認定者数及びサービス利用者数の見込み

人口、要介護認定者数及びサービス利用者数は、表1-1 のとおり推計しました。

本市の高齢化率は、これまで、全国・千葉県平均よりも低く推移してきました。しかし、今後、急速に高齢化が進展すると見込まれています。

これに伴って、要介護認定者数及びサービス利用者数は、引き続き増加するものと予想されます。

一方で、新たに実施する地域支援事業の予防効果により、要介護認定者数及びサービス利用者数の増加を抑制できるものと見込んでいます。

表 1-1 人口、要介護認定者数及びサービス利用者数の見込み

(単位：人、%)

期・年度 項目	第2期	第3期計画期間			第5期	
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 26 年度	
人口	924,353	930,794	937,226	943,474	970,293	
第1号被保険者 (65歳以上)	147,077	156,459	165,960	175,031	224,897	
高齢化率	15.9%	16.8%	17.7%	18.6%	23.2%	
要介護(要支援)認定者数 (自然体)	21,077	23,234	25,427	27,343	38,692	
要介護(要支援)認定者数 (介護予防後)		23,234	24,863	26,192	36,017	
認定率(注)	(13.6%)	14.2%	14.4%	14.4%	15.5%	
内訳	要支援及び要介護1の認定者数(自然体)	10,716	11,938	13,213	14,299	20,291
	要支援及び要介護1の認定者数(介護予防後)		11,938	13,366	14,217	19,474
	要介護2～5の認定者数(自然体)	10,361	11,296	12,214	13,044	18,401
	要介護2～5の認定者数(介護予防後)		11,296	11,497	11,975	16,543
サービス利用者数	16,967	18,805	20,204	21,354		
居宅サービス	13,423	14,976	16,053	17,075		
施設サービス	3,544	3,830	4,151	4,279		

(注) 認定率は、「第1号被保険者の要介護認定者数(介護予防後)÷第1号被保険者数」で求めた割合

表 1-2 要介護度別認定者数

期・年度 項目		第2期	第3期計画期間			第5期 平成26年度
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
要介護(要支援)認定者数		147,077	23,234	24,863	26,192	36,017
旧要支援	要支援1	3,977	4,624	5,346	5,787	7,991
旧要介護1	要支援2	6,719	4,388	4,812	5,058	6,890
	要介護1		2,926	3,208	3,372	4,593
要介護2		2,959	3,240	3,223	3,341	4,575
要介護3		2,515	2,749	2,760	2,833	3,870
要介護4		2,638	2,893	3,012	3,178	4,460
要介護5		2,249	2,414	2,502	2,623	3,639

(3) サービス種類ごとの量の見込み

これまでのサービス利用実績をもとに、要介護認定者数、サービス利用者数の増加や、実態調査で示された今後の利用意向・参入意向などを勘案して、新予防給付サービスについては表1-3、介護給付サービス(居宅サービス)については表1-4、介護給付サービス(施設サービス)については表1-5で示すように、推計しました。このうち地域密着型サービスについては、類似の現行サービスの利用の一部が移行するものと仮定して見込みました。また、地域密着型サービスは、各日常生活圏域の要介護認定者数等を勘案し、日常生活圏域別のサービス見込量を算出しました。(表 1-6)

施設サービスについては、国から示された利用者数についての標準的な数値目標(参酌標準)を勘案して見込みました。

施設サービスについての参酌標準
<ul style="list-style-type: none"> ・要介護2～5の認定者数に対する介護保険3施設及び介護専用型居住系サービスの利用者割合を、平成26年度において、37%以下とします。 (「介護専用型居住系サービス」とは、認知症対応型共同生活介護及び介護専用型特定施設をいいます。) ・平成26年度において、介護保険3施設の利用者全体に占める要介護4、5の者の割合を70%以上とします。

表 1-3 新予防給付サービス

サービス種類	期・年度	単位	第2期	第3期計画期間		
			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
(1)介護予防サービス						
①介護予防訪問介護		回	221,020	632,545	722,298	776,773
②介護予防訪問入浴介護		回	25	1,089	1,204	1,272
③介護予防訪問看護		回	1,520	8,919	10,013	10,674
④介護予防訪問リハビリテーション		回	123	541	611	653
⑤介護予防居宅療養管理指導		人	61	252	285	305
⑥介護予防通所介護		回	33,861	121,510	137,523	144,965
⑦介護予防通所リハビリテーション		回	11,596	54,557	61,518	65,739
⑧介護予防短期入所生活介護		日	1,145	11,342	12,230	12,550
⑨介護予防短期入所療養介護		日	101	2,223	2,464	2,607
⑩介護予防特定施設入居者生活介護		人	65	243	311	378
⑪介護予防福祉用具貸与		人	439	1,612	1,829	1,961
⑫特定介護予防福祉用具販売		人	27	66	76	83
(2)地域密着型介護予防サービス						
①介護予防認知症対応型通所介護		回		926	1,049	1,124
②介護予防小規模多機能型居宅介護		人		34	57	79
③介護予防認知症対応型共同生活介護		人		124	128	121
(3)介護予防支援		人	2,403	5,848	6,729	7,270

(注)平成17年度は、旧要支援認定者による予防給付対象サービスの利用量を記載

表 1-4 介護給付サービス(居宅サービス)

サービス種類	期・年度	単位	第2期	第3期計画期間		
			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
(1)居宅サービス						
①訪問介護		回	1,589,127	1,216,470	1,160,054	1,166,204
②訪問入浴介護		回	32,731	32,284	30,832	31,944
③訪問看護		回	66,036	60,929	58,355	60,219
④訪問リハビリテーション		回	2,909	2,596	2,489	2,562
⑤居宅療養管理指導		人	1,214	1,068	1,025	1,054
⑥通所介護		回	328,458	239,188	229,872	231,952
⑦通所リハビリテーション		回	150,608	115,391	112,194	115,077
⑧短期入所生活介護		日	139,931	126,828	118,692	119,516
⑨短期入所療養介護		日	25,059	23,411	22,234	22,812
⑩特定施設入居者生活介護		人	447	496	657	814
⑪福祉用具貸与		人	4,688	3,826	3,702	3,810
⑫特定福祉用具販売		人	150	112	109	113
(2)地域密着型サービス						
①夜間対応型訪問介護		回		78,376	111,959	154,715
②認知症対応型通所介護		回		8,484	8,044	8,251
③小規模多機能型居宅介護		人		205	294	402
④認知症対応型共同生活介護		人	589	889	995	1,034
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護		人		17	36	55
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		人		0	0	14
(3)居宅介護支援						
		人	9,379	6,976	6,827	7,024

表 1-5 介護給付サービス(施設サービス)

サービス種類	期・年度	単位	第2期	第3期計画期間		
			平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
施設サービス			3,544	3,830	4,151	4,265
介護老人福祉施設		人	1,757	1,884	2,078	2,125
介護老人保健施設		人	1,444	1,603	1,730	1,797
介護療養型医療施設		人	343	343	343	343

表 1-6 地域密着型サービス(日常生活圏域別)

区	圏域	夜間対応型訪問介護(単位:回)			認知症対応型通所介護(単位:日)					
					介護予防認知症対応型通所介護			認知症対応型通所介護		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
中央	1	10,685	15,263	21,092	126	144	152	1,157	1,095	1,123
	2	8,431	12,043	16,642	100	113	121	913	865	888
花見川	3	5,828	8,326	11,505	69	78	84	631	598	614
	4	9,223	13,175	18,207	109	123	132	998	947	971
稲毛	5	4,916	7,023	9,705	58	66	71	532	505	518
	6	6,827	9,752	13,476	81	91	98	739	701	719
若葉	7	10,169	14,526	20,074	120	136	146	1,101	1,044	1,071
	8	5,395	7,706	10,649	64	72	77	584	554	568
緑	9	4,722	6,745	9,321	56	63	68	511	485	497
	10	4,105	5,864	8,103	48	55	59	444	421	432
美浜	11	3,641	5,202	7,188	43	49	52	394	374	383
	12	4,434	6,334	8,753	52	59	64	480	455	467

区	圏域	小規模多機能型居宅介護(単位:人)						認知症対応型共同生活介護(単位:人)					
		介護予防小規模多機能型居宅介護			小規模多機能型居宅介護			介護予防認知症対応型共同生活介護			認知症対応型共同生活介護		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
中央	1	4	8	10	27	39	55	15	16	16	112	125	130
	2	4	6	8	22	32	43	13	14	13	99	111	115
花見川	3	3	4	6	15	22	30	10	11	10	74	83	86
	4	4	7	9	24	35	47	14	14	13	96	107	112
稲毛	5	2	4	5	13	18	25	7	7	7	51	57	60
	6	3	5	7	18	26	35	10	10	10	70	79	82
若葉	7	4	7	10	27	38	52	17	18	17	122	137	142
	8	2	4	6	14	20	28	8	8	8	56	63	65
緑	9	2	3	5	12	18	24	9	9	8	62	70	72
	10	2	3	4	11	15	21	9	9	9	63	70	73
美浜	11	2	3	4	10	14	19	5	5	5	38	42	44
	12	2	3	5	12	17	23	6	7	6	46	51	53

区	圏域	地域密着型特定施設入居者生活介護(単位:人)			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(単位:人)		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
中央	1	3	5	8	0	0	2
	2	2	4	6	0	0	1
花見川	3	1	3	4	0	0	1
	4	2	4	6	0	0	1
稲毛	5	1	2	3	0	0	1
	6	1	3	5	0	0	2
若葉	7	2	5	7	0	0	1
	8	1	2	4	0	0	1
緑	9	1	2	3	0	0	1
	10	1	2	3	0	0	1
美浜	11	1	2	3	0	0	1
	12	1	2	3	0	0	1

(4) 地域密着型サービス(施設・居住系)の必要利用定員総数

地域密着型サービスのうち、施設・居住系サービスの必要利用定員総数を、サービス見込量等を勘案して算出しました。(表 1-7)

なお、認知症対応型共同生活介護については日常生活圏域別に見込み、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入所者生活介護については少人数であることから、市全域で見込みました。

表 1-7 地域密着型サービス(施設・居住系)の必要利用定員総数

(単位:人)

区	圏域	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護			地域密着型特定施設 入居者生活介護			地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護		
		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
中央	1	202	207	213	29	58	87	0	0	29
	2	156	160	163						
花見川	3	116	119	122						
	4	176	180	184						
稲毛	5	94	96	98						
	6	129	132	135						
若葉	7	192	197	201						
	8	103	105	107						
緑	9	98	100	103						
	10	99	101	104						
美浜	11	69	71	72						
	12	84	86	88						
市全域		1518	1554	1590	29	58	87	0	0	29

5 費用の見込みと保険料

(1) 保険給付費等の見込み

保険給付費及び地域支援事業費については、表1-8 のとおり見込みました。

表 1-8 保険給付費及び地域支援事業費の見込み

(単位:百万円)

	第2期	第3期計画期間			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	第3期合計
保険給付費	28,993	31,404	33,506	35,225	100,135
居宅サービス	15,820	18,537	19,546	20,830	58,913
予防給付費	—	4,237	4,832	5,195	14,264
介護給付費	15,820	14,300	14,714	15,635	44,649
施設サービス	13,173	12,867	13,960	14,395	41,222
地域支援事業費		627	769	1,055	2,451
合 計	28,993	32,031	34,275	36,280	102,586

(注1) 平成17年度は第2期計画値。

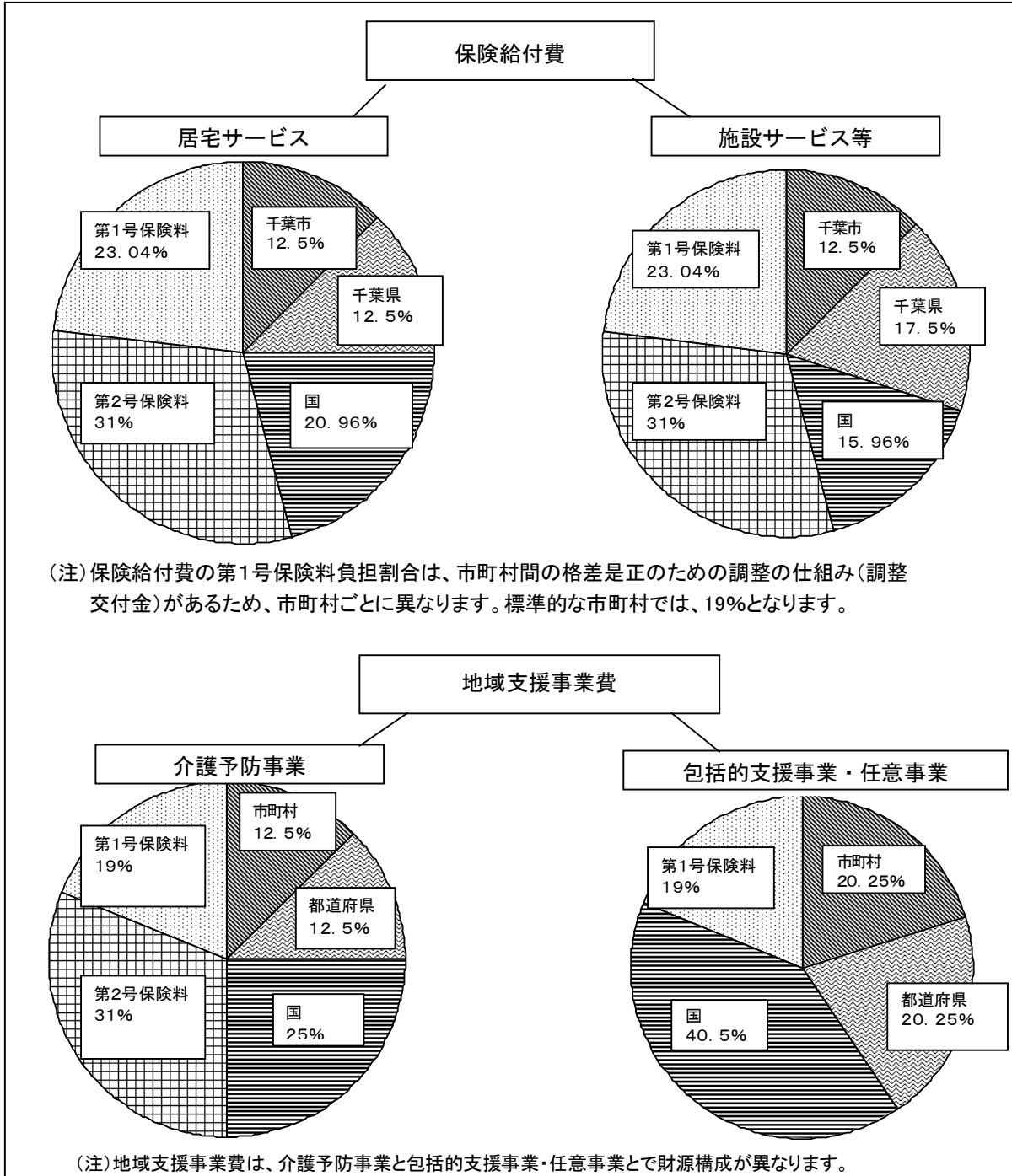
(注2) 第3期計画期間の保険給付費は、介護サービスの見込み量に、サービスごとの1回(1日)当たりの平均費用などを乗じて算出しました。また、地域支援事業費は、国から示された上限額で設定しました。
(平成18年度から20年度の各年度の保険給付費のそれぞれ2.0%、2.3%、3.0%相当額)

(2) 第1号保険料

ア 費用の負担割合(財源構成)

保険給付費及び地域支援事業費のうち介護予防事業分は、公費(国・県・市)と第1号(65歳以上)及び第2号(40～64歳)被保険者が納める保険料で負担することになっています。また、地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業分は、公費と第1号保険料で負担します。それぞれの負担割合は、図1-9のように定められています。

図 1-9 費用の負担割合



イ 保険料段階の設定

第1号保険料は、本人や世帯の課税状況などをもとに、高齢者の負担能力に応じた段階別の定額で設定されます。今回の制度改革によって、現行の第2段階を2つに分けて、所得の低い方の保険料負担を軽減したほか、市町村の実情に応じて、標準的な設定よりも段階の数を増やすことができる仕組みとなりました。

本市では、標準的な6段階制を表1-10 のとおり7段階制としました。また、介護給付準備基金について、第2期終了時点の残高見込み13億2,800万円の約半額の6億9,300万円を取り崩すこととしました。これにより、保険料基準額を149円引き下げることができました。

第1号被保険者の保険料基準額(月額)	=	3,780円
--------------------	---	--------

表 1-10 保険料段階

段階	対 象 者	保険料率	月額(円)	年額(円)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税等	基準額×0.5	1,890	22,680
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下等	基準額×0.5	1,890	22,680
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外	基準額×0.75	2,835	34,020
第4段階	本人が市民税非課税等	基準額	3,780	45,360
第5段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円未満等	基準額×1.25	4,725	56,700
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上500万円未満	基準額×1.5	5,670	68,040
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上	基準額×1.75	6,615	79,380

ウ 税制改正への対応

平成17年度税制改正で高齢者の非課税限度額が廃止されましたが、これによって、保険料段階が上昇する方については、急激な負担の増加を軽減するために、平成18年度から2年間、保険料を段階的に引き上げる経過措置を講じます。

エ 低所得者に対する本市独自の保険料減免制度

低所得者に対する本市独自の保険料減免制度は、引き続き実施します。これにより、保険料の段階が第3段階の方で、収入、扶養及び資産の状況が一定の要件を満たす方は、申請により保険料を軽減します。